1. 申請の要件 2. 根拠法令 5. 火薬庫の所有又は占有の免除に係る許可 火 薬 類 取 締 法 第 13 条 ただし書 3. 申請に関する説明 ・ 火薬類の製造業者又は販売業者は、専ら自己の用に供する火薬庫を所有又は占有する必要があります。ただし、土地の事情等によりやむを得ず火薬庫の所有又は占有す ることができない場合は、市長の許可により免除されます。 ・ 土地の事情等のためやむを得ない場合として、火薬庫を他者と共有すること、火薬庫を所有若しくは占有せずに販売事業が行えること、又は火薬庫外火薬類貯蔵場所の みで販売営業が行えることのいずれかに該当する必要があります。 4. 関係条文 第 4 条 火薬庫の共同占有許可等 市 細 行 法 規 令 則 6. 標準処理期間 5. 手 数 料 7. 申請部数 2 部

10 目

8. 告示又は通知

・ 火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について(平成10年3月31日平成10・03・30立局第1号)

土地の事情等のためやむを得ない場合として、火薬庫を他者と共有すること、火薬庫を所有若しくは占有せずに販売事業が行えること、又は火薬庫外火薬類貯蔵場所 のみで販売営業が行えることのいずれかに該当しているか審査します。